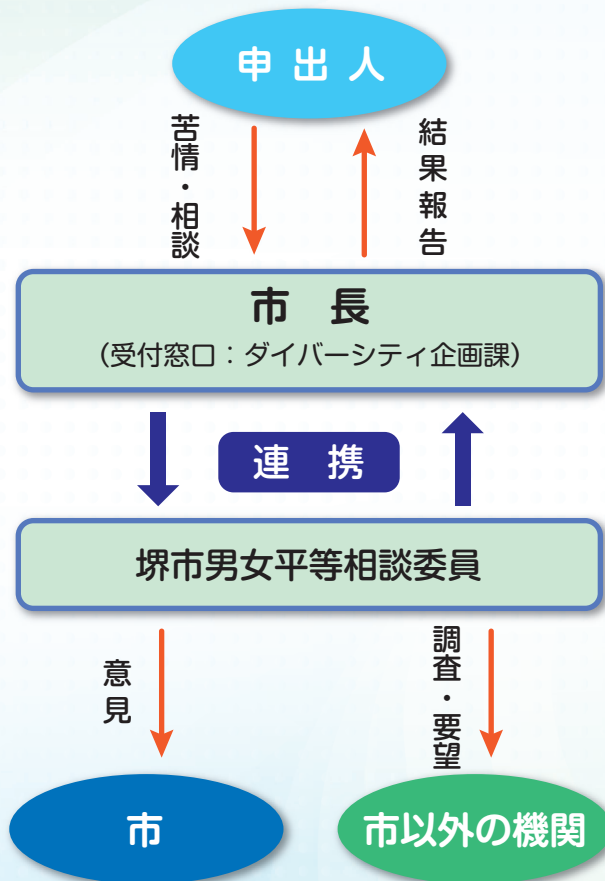


# 苦情・相談を申し出ることができるのは・・・

市内に在住・在勤・在学の方であれば、どなたでも申し出ることができます。

## 苦情・相談処理のながれ



- 苦情相談等申請書によって申し出ることになります。書類はホームページからダウンロードでき、メール等で申出ができます。
- 堺市電子申請システムからの申出もできます。

これって  
“普通”  
なのかな…



これが『普通』なんだ・・・と

無理に自分を納得させていませんか。  
男女共同参画の視点から、専門家が相談に応じます。

[問合せ先]  
堺市 市民人権局 ダイバーシティ推進部  
ダイバーシティ企画課  
**☎072-228-7408**  
〒590-0078  
堺市堺区南瓦町3番1号 高層館6階南  
FAX：072-228-8070  
E-Mail：daiki@city.sakai.lg.jp



インターネットでもご覧いただけます。

堺市 苦情・相談処理制度

2023年8月発行  
堺市配架資料番号 1-D3-23-0090



男女平等に関する  
苦情や相談ごとは  
ありませんか？



## 堺市男女平等に関する苦情・相談処理制度

## 男女共同参画とは？

「すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野に対等に参画できる」ということです。

## 苦情・相談処理制度とは？

堺市は、男女平等社会を推進するために、平成14年に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。この条例に基づいて、市は男女共同参画に関する苦情・相談処理制度を設けています。

男女共同参画の推進に関する市の施策についての苦情や、性別による差別的取扱いなどの人権侵害に関する相談に、市長から委嘱を受けた弁護士などの「堺市男女平等相談委員」が対応します。

## 次のような場合は、 申し出ることができません。

- ・判決、裁決等により確定した事項
- ・裁判所において係争中の事案に関する事項
- ・行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第17条の援助の対象となる事項
- ・議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- ・男女平等相談委員の行為に関する事項  
(男女平等相談委員がすでに判断した事項など)
- ・男女平等相談委員が調査することが適当でないと認める事項
- ・人権を侵害された旨の申出が、当該申出に係る人権侵害があった日から1年を経過した日以降にされたとき

## 苦情・相談処理制度のしくみ

男女共同参画の視点で、おかしいなと思うことや、困っていることがあれば、申出ができます。受理された申出は、堺市男女平等相談委員が調査や相談に応じます。

### 苦情

堺市男女平等相談委員の意見を聴き、必要な措置を講じます。

### 相談

堺市男女平等相談委員が相談に応じます。必要な時は、関係者に助言・是正・要望を行います。

**申出人に結果をお知らせします。**

申出人のプライバシーは守られますのでご安心ください。  
申出にかかる費用は無料です。

## どのようなことを申出できるの？

本制度では、次のようなことを申し出ることができます。

- 市の施策や印刷物等で、男女平等になっていなかったり、女性蔑視になっていたりすることに対する苦情

例

市が作成したポスターで、性別役割分担意識に基づく表現がある。

- 性別によって、差別や不利益を受けた場合などの人権侵害による相談

例

セクハラを受けているのに、会社が対策を講じてくれない。